

令和6年度介護報酬改定に 関する経過措置について

那覇市チャージがんじゅう課施設グループ

1. はじめに

日頃から、介護保険サービスの適切な提供にご尽力いただき感謝申し上げます。

令和6年度介護報酬改定において経過措置期間が設けられていた規定において、その一部については令和6年度末（令和7年3月31日）で経過措置が終了いたします。当該規定について、今一度事業所・施設の体制をご確認いただき、その取扱いについて遺漏のないようお願いいたします。

なお、本資料は概要をお示しするものであり、詳細については省令・解釈通知・各種Q&Aをご確認ください。

2. 令和6年度末で終了する経過措置について

- ①「書面掲示」について
- ②身体的拘束等の適正化
- ③身体拘束廃止未実施減算
- ④業務継続計画未策定減算

2-①「書面掲示」について

対象サービス: 全サービス

事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、原則として重要事項等の情報を「ウェブサイト」(法人のホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・公表しなければなりません。

2-②身体的拘束等の適正化

対象サービス:短期入所生活介護、短期入所療養介護、
小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

以下の措置を講じなければなりません。

- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

2-③身体拘束廃止未実施減算

対象サービス:短期入所生活介護、短期入所療養介護、
小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

以下の措置が講じられていない場合減算となります。

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること

2-③身体拘束廃止未実施減算

【参考】厚生労働省Q&A(R7.1.20介護保険最新情報vol.1345)

○ 身体拘束廃止未実施減算の適用について

問1 利用者に対して身体的拘束等をしていない場合においても、身体的拘束等の適正化を図るための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施）がなされていない場合は減算の適用となるのか。

（答）

減算の適用となる。

なお、施設系サービス及び居住系サービスにおいても同様である。

問2 運営指導等で行政機関が把握した身体的拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない事実が、発見した日の属する月より過去の場合、遡及して当該減算を適用するのか。

（答）

過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となる。

2-③身体拘束廃止未実施減算

【参考】厚生労働省Q&A(R7.1.20介護保険最新情報vol.1345)

問3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の検討には、三つの要件（切迫性、非代替性、一時性）全てを満たすことの記録が確認できなければ減算の適用となるのか。

（答）

減算の適用となる。

また、三つの要件については、以下を参考にされたい。

「切迫性」とは、利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

「非代替性」とは、身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

「一時性」とは、身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

なお、訪問系サービス及び通所系サービス等について、減算の適用はないが、当該要件を満たした記録の確認ができない場合は、指導の対象になることに留意されたい。

2-④業務継続計画未策定減算

対象サービス: 全サービス(居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く。)

以下の措置が講じられていない場合減算となります。

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること



感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。

2-④業務継続計画未策定減算

※経過措置について

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合、令和7年3月31日まで減算を適用しない。
- ・訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日まで減算を適用しない。



令和7年4月1日からは経過措置が終了し減算が適用される。

2-④業務継続計画未策定減算

【参考】「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.6)(令和6年5月17日)」

【全サービス共通】

○ 業務継続計画未策定減算について

問7 業務継続計画未策定減算はどのような場合に適用となるのか。

(答)

- ・ 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。
- ・ なお、令和3年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。

2-④業務継続計画未策定減算

【参考】「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)」

問 166 行政機関による運営指導等で業務継続計画の未策定など不適切な運営が確認された場合、「事実が生じた時点」まで遡及して当該減算を適用するのか。

(答)

- ・ 業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。
- ・ 例えば、通所介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合（かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合）、令和7年10月からではなく、令和6年4月から減算の対象となる。
- ・ また、訪問介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年4月から減算の対象となる。

3. 【参考】令和5年度末(令和6年3月31日)で終了した経過措置について

①感染症対策の強化

対象サービス:全サービス

以下の取り組みの義務付け。

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回(施設系サービスは三月に1回)以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ・事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

3. 【参考】令和5年度末(令和6年3月31日)で終了した経過措置について

②認知症介護基礎研修の受講の義務付け

対象サービス:全サービス

※無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、
福祉用具貸与、居宅介護支援を除く

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。

3. 【参考】令和5年度末(令和6年3月31日)で終了した経過措置について

③高齢者虐待防止の推進

対象サービス:全サービス

- ・ 運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。
- ・ 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
 - － 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
 - － 虐待の防止のための指針を整備すること
 - － 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
 - － 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

3. 【参考】令和5年度末(令和6年3月31日)で終了した経過措置について

④高齢者虐待防止措置未実施減算

対象サービス: 全サービス(居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く。)

虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合、減算となる。

※虐待が発生していない場合でも上記措置が講じられていなければ減算となる。

※全ての措置の一つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。

※福祉用具貸与は、令和9年3月31日まで経過措置あり

3. 【参考】令和5年度末(令和6年3月31日)で終了した経過措置について

⑤施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

対象サービス:施設サービス、特定施設入居者生活介護

口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。なお、「計画的に」とは、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施することとする。

※特定施設入居者生活介護は、令和9年3月31日まで経過措置あり

3. 【参考】令和5年度末(令和6年3月31日)で終了した経過措置について

⑥施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

対象サービス:施設サービス

栄養マネジメント加算の要件を包括化することを踏まえ、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。

また、栄養士又は管理栄養士の配置基準が守られていない場合または入所者の状態に応じた栄養管理の計画的な実施ができていない場合には、栄養管理未実施減算が適用されます。

4. おわりに

今後とも、関係法令を遵守し、より良いサービスの提供をお願いします。